

京都市地域水道事業及び特定環境保全公共下水道事業に関する事務の委任に関する規則を廃止する規則を公布する。

平成29年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第56号

京都市地域水道事業及び特定環境保全公共下水道事業に関する事務の委任に関する規則を廃止する規則

京都市地域水道事業及び特定環境保全公共下水道事業に関する事務の委任に関する規則は、廃止する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)